

滝沢市森林整備計画書

計画期間

自	令和 3 年 4 月 1 日
至	令和 13 年 3 月 31 日

令和 4 年 4 月 1 日変更

岩手県滝沢市

変更理由等

1 変更理由

令和3年6月15日に「全国森林計画」の変更が閣議決定されたため、これに即して、滝沢市森林整備計画における森林の整備に関する事項の内容を変更するもの。

2 変更内容

別紙のとおり。

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	8
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	13
1	間伐の定義	13
2	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
3	計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在	13
4	間伐実施の標準的な間隔年数	13
5	保育の種類別の標準的な方法	14
6	その他必要な事項	15
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
2	木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法	18
3	その他必要な事項	22
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	23
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	23
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	23
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	23
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	23
5	その他必要な事項	23
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	24
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	24
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	24
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	24

4	その他必要な事項	24
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	26
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	26
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	26
3	作業路網の整備に関する事項	27
4	その他必要な事項	28
第8	その他必要な事項	29
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	29
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	29
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	30
III	森林の保護等に関する事項	31
第1	鳥獣害の防止に関する事項	31
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	31
2	その他必要な事項	31
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	31
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	31
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	33
3	林野火災の予防の方法	33
4	森林病虫害の駆除等のため火入れを実施する場合の留意事項	33
5	その他必要な事項	33
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	34
1	保健機能森林の区域	34
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	34
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	34
4	その他必要な事項	34
V	その他森林の整備のために必要な事項	35
1	森林経営計画の作成のために必要な事項	35
2	生活環境の整備に関する事項	35
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	35
4	森林の総合利用の推進に関する事項	35
5	住民参加による森林の整備に関する事項	36
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	36
7	その他必要な事項	36

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

滝沢市は、岩手県の中央部に位置し、面積は 18,246ha で、東西約 14km 南北約 20km あり、北部は八幡平市、西部は雫石町、南東部は県都盛岡市にそれぞれ接している。森林面積は、7,346ha と全体の 40.3% を占めており、うち国有林が 1,795ha (24.4%) で、他は民有林 (75.6%) となっている。民有林は 5,551ha で、うち私有林が 4,678ha (84.3%)、県有林が 177ha (3.2%)、市有林が 696ha (12.5%) となっている。また、民有林の天然林・人工林別面積は、天然林 3,014ha (54.3%)、人工林 2,430ha (43.8%)、未立木地および更新困難地 107ha (1.9%) となっている。

国産材の産地形成の推進が求められている現在、森林資源の有効利用を図るため、間伐材や林地残材などの低質材の活用拡大を積極的に推進しなければならない。

こうしたなかで、森林所有者の森林整備に対する関心が薄れている現在、今後整備されていく公共施設、備品等には地域材による木質化を推進して木材需要の低迷からの脱却を図り、森林所有者の経営意欲を取り戻す必要があり、ひいては森林の持つ公益的な機能を高める必要がある。

具体的には、滝沢市総合計画に基づきながら、今後整備されていく公共施設には木質バイオマス燃料の熱供給システムを導入して低質材の需要拡大を図り、地域林業の活性化を促すことで雇用の創出を図り、森林整備においては間伐材の搬出を積極的に推進する。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、以下のとおりである。

機能の区分	森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

本市の森林資源は、人工林率は4割程で、利用可能な林齢に達した森林は7割程を占めるに至り、今後、素材の供給能力が高まる傾向にある。

一方、市民の森林に寄せる期待は、木材等の林産物の供給はもちろんのこと、森林の有する水源涵養、山地災害防止、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化防止機能の発揮や森林の持つ生物多様性の保全の期待が高まるなど多様化している。そのため、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営を推進していくことが重要となっている。

森林の整備に当たっては、森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育および間伐など適切な森林整備をするとともに、長伐期施業の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など多様な森林整備を促進する。

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり示している。

- ・水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

適正な森林施業を推進するためには、林業関係者の緊密な連携を図りつつ、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から加工、流通に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に推進する。

本市の森林所有者は、保有5ha未満の小規模林家が7割を占め、個別の経営では生産効率が上がらず、収益を確保できない状況にある。

そのため、森林所有者に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、森林所有者

等へ積極的に働きかけ、森林経営計画を立て、施業の集約化を進める事業者等を育成し、長期的な施業受委託等が普及・定着するよう努める。

集約化を進める事業者等に対しては、研修の開催や積極的な情報提供等、必要な指導・支援を行い、事業者は森林所有者に対して施業の内容や具体的な収支を明示するなどの提案を行う。

イ 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、望ましい森林の姿に誘導するため、適切な森林施業を実施し、より健全な森林資源の維持造成を推進することとする。具体的には、人工林の適時・適切な森林施業の実施、天然林の適切な保全・整備を推進するとともに、自然条件に応じた複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等の計画的な実施により、多様な森林資源の整備を図ることとする。

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮したものとする。

開設に当たっては森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進め、伐捨間伐から搬出間伐への転換を図っていく。

なお、重視すべき機能に応じた森林区分ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

- ・水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう適切な管理を推進することを基本とする。
- ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
- ・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐

等を推進する。

- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備と美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、生物多様性保全機能については、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

保健、風致等のため、適切な管理を推進することとする。

- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の団地化や機械化を通じた効率的な整備をすることを基本とする。

市民の多様なニーズに応じた森林資源の整備を推進する必要がある。そのためには、森林を健全な状態に育成し循環利用するため、育成単層林・育成複層林・天然生林それぞれについて森林資源の質的充実を図る。

また、森林の有する公益的機能の持続的な発揮に対する市民の期待が高まっており、それに関連する機能について従前以上の配慮が必要である。

具体的には、市、林業経営体、森林所有者等が一体となって、計画的に間伐・保育等の森林整備を積極的に進める。さらには、その基盤となる路網整備の推進を図るとともに、森林の経営の受委託の促進、林業の担い手育成など施業実施体制の整備、関連施設の積極的活用により、地域林業の振興を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

適正な森林施業を推進するためには、地域の林業経営体が参加した北上川上流流域森林・林業活性化センターを中心とした推進体制を強化し、森林施業の共同化、森林施業の拡大、林業の機械化を図る必要がある、その条件整備を計画的かつ総合的に推進しなければならない。

このため、森林施業の共同化や意欲と能力のある林業経営体への施業委託を積極的に進めるとともに不在村森林所有者にも森林施業の必要性について啓発を行い集約化の確保に努め、林業経営体の事業量の安定確保を図り、効率的な林業施業を推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢について、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、当該林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

地 域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
滝沢市 全 域	年	年	年	年	年
	45	40	35	45	25

ただし、広葉樹をしいたけ等の栽培のための原木として用いる場合は、生長度合いに応じて20年を下限とする。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、次の事項を立木の伐採（主伐）の標準的な方法として定める。

なお、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す(3)又は(4)によるものとする。

また、主伐の際は、以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。

(1) 森林を伐採する際には、森林の多面的機能の維持増進を図るため1箇所あたりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るものとする。伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとする。

伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。

(2) 伐採後に発生する不要な端材や枝条は林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与える恐れがあることから、溪流敷においては溪流の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する。

(3) 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、伐採跡地が連続することがないよう適切な伐採区域の形状、1か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実に見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然的条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新が確実と見込まれる森林やぼう芽による更新が確実と見込まれる森林で行うものとする。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとする。

(4) 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(5) 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は、次のとおりとする。

伐採作業の方法		樹種	主伐時期の目安(年)	伐区の設定方法等
択伐	単木択伐作業	スギ アカマツ カラマツ 有用広葉樹	72以上 64以上 56以上 80以上	伐採率は30%以下
	群状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	72以上 64以上 56以上	1伐区 20m×20mで4箇所/ha程度以内
	帯状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	72以上 64以上 56以上	伐採幅は高木の樹高程度以内
皆伐	長伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ケヤキその他 有用広葉樹	72以上 64以上 56以上 80以上	伐区の大きさは、土砂の崩壊、流出に伴い下流域に被害を及ぼすおそれがない程度とする。
	短・中伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ナラ類	50～65 45～60 40～55 25～30	

(6) 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成

長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

3 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種について、自然条件、既往の造林地の生育状況及び林産物の需要動向を勘案のうえ、適地適木を旨として次のとおりとする。

区 分	樹 種 名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、アカマツ、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹	

また、上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員の指導を受け、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	疎	1,000	
	中	3,000	
	密	4,000	
アカマツ	疎	2,800	
	中	4,000	
	密	5,000	
カラマツ	疎	1,000	
	中	2,500	
	密	3,000	

森林所有者等が滝沢市森林整備計画に定める標準的植栽本数の範囲をこえて植栽しようとする場合には、林業普及指導員等の指導を受ける。

複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮する。

イ その他人工造林の方法

その他必要な事項について、以下のとおり定める。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<p>全面地拵え、筋地拵え、坪地拵えの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の自然条件、対象物の量、更新の目的等に応じ最も適切なものを選定し行うものとする。</p> <p>なお、地拵えの際に、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木により固定するものとする。</p>
植付けの方法	<p>作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で適期に行うものとする。</p>
低コスト造林の導入	<p>伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるとともに、植栽にあたっては低密度の植栽やコンテナ苗の活用等、造林コストの低減に努めるものとする。</p>
植栽の時期	<p>植栽時期は、原則として、樹木が成長を始める前の4月上旬から5月中旬に行うものとする。ただし、スギについては、梅雨期でも差し支えない。</p> <p>秋植えを行う場合には、落葉から、降霜期までに植付けが終わるよう留意する。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、次のとおりとする。

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し、2年以内
択 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し、5年以内

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法等は、県が定めた「天然更新完了基準(技術指針)」(平成20年4月23日付け森整第91号)によるものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する樹種(高木性)
ぼう芽による更新が可能な樹種	ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法について、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を定める。

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈以上のものに限る。)を更新すべきものとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さは、30cm以上とする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数(本/ha)
全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹(高木性)	6,500

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行う場合、ぼう芽の優劣が区分できる時期(ぼう芽発生後4~7年目頃)に、一株あたりの仕立て本数2~5本を目安として行う。

ウ その他天然更新の方法

(ア) 天然更新の完了基準

- a 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が概ね30cm以上の稚樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。
- b 完了した状態は、後継樹の密度が、おおむね2,000本/ha以上であることとする。
- c 上記bの条件を満たす面積の割合が対象地全体のおおむね6割を下回る場合には、植栽や天然更新補助作業により確実に更新を図るものとする。

(イ) 更新調査の方法

- a 更新調査の時期は、伐採後おおむね5年後以降とする。
- b 調査方法は原則として標準地調査とするが、現地があきらかに更新完了基準を満たしていると判断される場合は目視による確認で良いこととする。
- c 標準地は現況確認を行う上で平均的と思われる場所を選定し、1箇所当たりの面積は5m×4mとする。また、標準地数は下記を目安として決定する。

1 ha 未満：2箇所以上	1 ha 以上5 ha 未満：3箇所以上	5 ha 以上：5箇所以上
---------------	----------------------	---------------

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間について、伐採後おおむね5年以内とし、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

森林の多面的機能を維持するため、主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況のほか、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況並びに森林の有する機能の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、下記基準を全て満たす森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として、植栽による更新を図ることとする。

ア 現況が針葉樹人工林である森林

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林やアカマツ林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在しない森林

ウ 林床に更新樹種が存在しない森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準につ
 いては、次のとおりとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数
 として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数とし
 て想定される本数を次のとおりとする。

最大立木本数 (本/ha)	備考
6,500	

最大立木本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし草丈に一定程度の余裕高を加え
 た樹高以上のものに限る。)が更新すべき本数である。

$$2,000 \text{ 本/ha} \approx 6,500 \text{ 本/ha} \times 3/10$$

5 その他必要な事項

(1) 針葉樹人工林の資源の保続、齢級構成の平準化に向け適地適木を基本としながら再造林
 を積極的に促進する。

(2) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従
 って施業を実施すべきものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐の定義

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹幹疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うことをいう。

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法について、標準的な森林の自然条件、既往の間伐の方法を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

樹種	間伐の時期の目安	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）					標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	間伐の実施時期は上層木の隣接する枝葉が重なりはじめて3年以内を目安とする。	19	25	33	46		間伐の方法は原則として岩手県民有林林分密度管理図を利用する。材積間伐率は35%以下、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹幹密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で行うこととする。
アカマツ		17	21	27	36	51	
カラマツ		16	21	29	48		

3 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林

森林経営計画が作成されていない森林のうち、面積が0.50ha以上の森林であって、20年生から標準伐期齢未満では過去5年以内、標準伐期齢以上では過去10年以内の間伐の履行が確認できないものを該当森林とする。

4 間伐実施の標準的な間隔年数

標準伐期齢 未満	10年程度	標準伐期齢 以上	15年程度
----------	-------	----------	-------

5 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法について、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
下刈	スギ	1	1	1	1	1							a	
	アカマツ	1	1	1	1	1								
	カラマツ	1	1	1	1	1								
つる切	スギ							1				1	b	
	アカマツ						1				1			
	カラマツ						1				1			

標準的な方法

a 下刈

造林木の育成状況、局地的気象条件及び造林木以外の植生の繁茂状況等を総合的に判断し、適正な時期、作業回数、作業方法を選定して行う。実施時期は概ね6～7月とする。

b つる切

下刈の終了年以降に、つる類の繁茂が甚だしい箇所で行う。実施時期は概ね7～8月頃で、つるを切断し薬剤で切口処理をするか、つるを林木から切り離し枯らすこととする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											標準的な方法	備考
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
除伐	スギ		1					1					c	
	アカマツ	1								1				
	カラマツ		1							1				
枝打ち	スギ					1					1		d	

標準的な方法

c 除伐

林冠の開鎖が始まる時期に、生育を阻害している目的外樹木の除去と、被圧木、病害虫木、曲木等、樹冠の形質や樹勢に欠点のある林木を中心に5～10%の範囲で除去する。

d 枝打

実施回数及び枝打高等は、生産目標に応じて実施する。実施時期は、形成層の活動が活発となる概ね5～7月と、切口が凍結するような厳寒期は避けるものとする。

なお、標準的な方法に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、これに応じた間伐又は保育の方法を定める。

ア 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条を集積し、溪流敷に放置しないなど、災害の防止に努めるものとする。

- イ 森林の状況に応じた、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、搬出間伐の定着を図るものとする。
- ウ 猛禽類の生息が確認されている地域においては、生息環境の確保のための列状間伐を導入するなどの配慮をするものとする。
- エ 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、間伐で生じた未利用材等の木質バイオマス利用促進に努めるものとする。

6 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり示している。

- ・水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源涵養機能維持増進森林」とする）
- ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」とする）
- ・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、快適環境形成機能維持増進森林）とする）
- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、保健文化機能維持増進森林）とする）
- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産機能維持増進森林」とする）

この区分により、重視すべき機能に応じた森林整備及び保全を図ることとする。

岩手県における森林の機能区分は「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプとなっている。

国が示す公益的機能別施業森林等との関連は、「保健文化機能維持増進森林」を「生態系保全森林（悠久の森）」に、「快適環境形成機能維持増進森林」を「生活環境保全森林（ふれあいの森）」に、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」と「水源涵養機能維持増進森林」を併せ「県土水源保全森林（ほぜんの森）」に、「木材等生産機能維持増進森林」を「資源循環利用森林（循環の森）」となる。

(1) 水源涵養機能維持増進森林^{かん}

ア 区域の設定

ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養が高い森林
当該森林の区域を別表1(1)により定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小する。

また、当該森林の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2(1)により定める。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
滝沢市 全 域	年 55	年 50	年 45	年 55	年 35

- (2) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

- ① 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等
当該森林の区域を別表1(2)により定める。

- ② 快適環境形成機能維持増進森林

日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等
当該森林の区域を別表1(3)により定める。

- ③ 保健文化機能維持増進森林

住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健、レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等
当該森林の区域を別表1(4)により定める。

イ 施業の方法

上記アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を行う。

上記アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を行う。

上記アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行う。特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹(以下「特定広葉樹」という。)を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確

保ができる森林は長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを、当該推進すべき森林施業ごとに別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
滝沢市 全 域	年 72	年 64	年 56	年 72	年 40

2 木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等とし、当該森林の区域を別表1(5)により定める。

この際、区域内において上記1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

また、木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力及び施業の効率性が特に高いと認められる森林を「特に効率的な施業が可能な森林」とし、当該森林の区域を別表1(6)により定める。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備、機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則として植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区 分	森林の区域		面積 (ha)
(1) 水源涵養機能維持増進森林(県の基準による県土水源保全森林)	8-1-1～8-22-1	40-1-1～40-25-1	3,960.92
	14-1-1～14-39-1	41-1-1～41-31-1	
	16-1-1～19-27-7	42-1-1～44-38-3	
	21-2-1	44-38-5～44-65-1	
	25-1-1	45-1-1～50-11-1	
	25-1-3～25-5-6	50-12-1～50-12-2	
	26-1-8～26-2-4	50-13-5～50-13-6	
	26-2-9～26-2-10	50-15-1～50-20-2	
	26-2-18	50-21-1～50-23-2	
	26-2-21	50-24-1～50-24-2	
	26-3-1	50-25-1～50-25-8	
	26-5-1	50-26-1～50-26-2	
	26-6-1	50-27-1～50-27-3	
	26-6-3～26-6-4	51-1-1～51-21-6	
	26-6-6～28-80-3	51-22-1～51-31-5	
	30-2-1～30-56-1	52-4-1～52-7-2	
	31-1-1～35-99-1	52-8-1～52-9-6	
	35-103-1～35-130-2	52-9-10～74-16-4	
	35-132-1～35-168-1	74-17-1～74-38-19	
	35-170-1～36-3-1	74-38-24～74-38-25	
	36-6-1～36-6-2	74-38-31～74-43-1	
	36-8-1～36-20-1	74-44-2～74-45-1	
	36-23-3～36-23-4	74-46-1～75-20-11	
	36-27-1～36-43-1	75-22-1～81-23-6	
	36-46-1～36-68-1	81-26-1～81-26-3	
	37-4-1～38-102-2	81-28-1～81-28-2	
	39-1-1～39-23-1	82-11-1	
		82-13-1	
		82-19-1～83-28-7	
		83-30-1	

(2) 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林（県の基準による県土水源保全森林）	25-1-2 26-1-1～26-1-7 26-2-5～26-2-8 26-2-11～26-2-15 26-2-20 26-4-1 26-5-2 26-6-2 26-6-5 44-38-4 50-11-2 50-12-3～50-25-9	50-26-3～50-26-4 50-27-4～50-27-5 51-21-7～51-21-8 52-1-1～52-3-2 52-7-3～52-7-4 52-9-7 74-16-5～74-16-6 74-38-20～74-38-23 74-38-26～74-38-30 74-44-1 74-45-2～74-45-4 81-24-1～81-25-2 81-27-1 82-1-1～82-10-1 82-12-1～82-12-2 82-14-1～82-18-2	108.60
(3) 快適環境形成機能維持増進森林（県の基準による生活環境保全森林）	20-1-1～20-1-16 20-1-20 20-1-20～20-1-25 21-1-27～21-1-33 21-1-35～21-1-42 21-1-44	22-1-1～22-1-7 23-1-1～23-1-9 23-2-1～23-2-2 24-1-1～24-8-3 36-23-1～36-23-2 36-23-5 36-72-1～36-72-2	388.67
(4) 保健文化機能維持増進森林（県の基準による生態系保全森林）	35-100-1～35-102-2 35-131-1 35-169-1～35-169-2 36-4-1～36-5-1 36-7-1～36-7-7	36-25-1～36-26-2 36-45-1～36-45-3	53.38
(5) 木材等生産機能維持増進森林（県の基準による資源循環利用森林）	1-1-1～7-11-1 9-1-1～13-8-9 15-1-1～15-22-1 29-1-1～30-1-29 30-57-1 36-24-1～36-24-2 37-1-1～37-3-55	38-103-1～38-129-1 39-24-1～39-73-1 40-26-1～40-69-1 41-32-1～41-98-1 75-21-1 83-29-1 84-1-1～85-17-2	1,040.21
(6) (5)のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし		

【別表2】

施業の方法		森林の区域		面積 (ha)
(1) 伐期の延長を推進すべき森林		8-1-1～8-22-1	42-1-1～44-38-3	3,960.92
		14-1-1～14-39-1	44-38-5～44-65-1	
		16-1-1～19-27-7	45-1-1～50-11-1	
		21-2-1	50-12-1～50-12-2	
		25-1-1	50-13-5～50-13-6	
		25-1-3～25-5-6	50-15-1～50-20-2	
		26-1-8～26-2-4	50-21-1～50-23-2	
		26-2-9～26-2-10	50-24-1～50-24-2	
		26-2-18	50-25-1～50-25-8	
		26-2-21	50-26-1～50-26-2	
		26-3-1	50-27-1～50-27-3	
		26-5-1	51-1-1～51-21-6	
		26-6-1	51-22-1～51-31-5	
		26-6-3～26-6-4	52-4-1～52-7-2	
		26-6-6～28-80-3	52-8-1～52-9-6	
		30-2-1～30-56-1	52-9-10～74-16-4	
		31-1-1～35-99-1	74-17-1～74-38-19	
		35-103-1～35-130-2	74-38-24～74-38-25	
		35-132-1～35-168-1	74-38-31～74-43-1	
		35-170-1～36-3-1	74-44-2～74-45-1	
		36-6-1～36-6-2	74-46-1～75-20-11	
		36-8-1～36-20-1	75-22-1～81-23-6	
		36-23-3～36-23-4	81-26-1～81-26-3	
		36-27-1～36-43-1	81-28-1～81-28-2	
		36-46-1～36-68-1	82-11-1	
		37-4-1～38-102-2	82-13-1	
		39-1-1～39-23-1	82-19-1～83-28-7	
40-1-1～40-25-1	83-30-1			
41-1-1～41-31-1				
複層林施業を推進すべき森林	(3) 複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	該当なし		0.00
	(2) 択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし		0.00

(4)長伐期施業を推進すべき森林	20-1-1～20-1-16	36-23-1～36-23-2	550.65
	20-1-20	36-23-5	
	20-1-20～20-1-25	36-25-1～36-26-2	
	21-1-27～21-1-33	36-45-1～36-45-3	
	21-1-35～21-1-42	36-72-1～36-72-2	
	21-1-44	44-38-4	
	22-1-1～22-1-7	50-11-2	
	23-1-1～23-1-9	50-12-3～50-25-9	
	23-2-1～23-2-2	50-26-3～50-26-4	
	24-1-1～24-8-3	50-27-4～50-27-5	
	25-1-2	51-21-7～51-21-8	
	26-1-1～26-1-7	52-1-1～52-3-2	
	26-2-5～26-2-8	52-7-3～52-7-4	
	26-2-11～26-2-15	52-9-7	
	26-2-20	74-16-5～74-16-6	
	26-4-1	74-38-20～74-38-23	
	26-5-2	74-38-26～74-38-30	
	26-6-2	74-44-1	
	26-6-5	74-45-2～74-45-4	
	35-100-1～35-102-2	81-24-1～81-25-2	
35-131-1	81-27-1		
35-169-1～35-169-2	82-1-1～82-10-1		
36-4-1～36-5-1	82-12-1～82-12-2		
36-7-1～36-7-7	82-14-1～82-18-2		
(5)特定広葉樹の育成を行う森林 施業を推進すべき森林	該当なし		0.00

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

個人所有の森林は、所有規模の零細性や財産保持的所有形態、森林・林業を取り巻く厳しい状況から、間伐等の森林施業がなかなか進まない状況にある。そのため、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人等が、公益的機能別施業森林の対象森林において、森林所有者等及び森林の土地の所有者と施業実施協定を締結し、森林の整備・保全活動を行うことができる。

施業実施協定に基づき森林施業を実施する特定非営利活動法人等は、森林経営計画策定等必要な要件を満たせば、補助事業の事業実施主体になり得ることから、補助事業の活用のPR、合意形成への支援を行いながら、施業実施協定の締結に向けて働きかけていく。

(2) その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

林業・木材産業関係者の合意形成及び国有林と民有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、林業経営体等による森林経営計画の作成を促進する。その際、低コスト施業や路網整備にかかる研修等の実施や集約化に必要な情報の提供及び助言・あっせん等の積極的な支援を行う。

なお、不在村森林所有者には、当該所有者に対する普及啓発活動を強化し、集約化の確保に努める。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が森林の経営を委託する場合は、森林の経営の委託を受ける者との契約において、立木竹に係る使用収益、森林の保護等森林の経営の受委託の内容を明らかにするよう留意する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 基本的な考え方

森林所有者が自ら森林の経営管理を行えない場合は、森林経営管理制度を活用し、森林所有者から経営管理権を取得したうえで、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定する。経営管理実施権の設定が困難な森林及び設定未了の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市が森林経営管理事業を実施することにより、適切な管理を推進する。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

(2) 森林経営管理事業の実施に関する方針

林業適地診断および施業履歴等から優先順位を決定し、市内を10地区に分けた実施計画を策定した。これに基づいて経営管理意向調査を実施し、調査結果や今後の整備計画の検討を行いながら経営管理権集積計画作成等の作業についても進めることとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

当市の森林所有形態は5ha未満の所有者が全体の7割近くを占めている。

また、林業従事状況を見ると、森林所有者のほとんどが農業との兼業であり、農閑期に林業に従事している状態である。近年の林業従事者の減少、高齢化等からこれまでの森林施業の状況は、一部においては林業経営体への施業委託が行われているものの、大部分の森林が施業未実施の状態になっている。

このような状態を改善するために、地域内の森林所有者間の連携を深め、森林施業の必要性を相互認識して、地域ぐるみで施業への取組をするよう促進し、林業経営の合理化と森林施業の共同化を促進する必要がある。このため、市はもとより北上川上流流域森林・林業活性化センターの協議の中で共同化等森林施業体制の整備を進めるとともに、各種研修、座談会、セミナー等を通じて森林施業の共同化が進むよう啓発に努める。

また、各種補助金制度の普及啓発と積極的な導入を図るとともに、造林から保育、間伐及び作業道の開設等を組織的、計画的に実施しながら、森林施業の共同化を促進し、併せて森林の持つ諸機能の向上に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

複数の森林所有者が共有する生産基盤施設の維持管理、資源構成が類似する林分の森林施業については、相互に協力して共同管理や共同施業を実施することにより事業経費の軽減、労働負担の軽減が図られ、地域に合った特色のある森林整備の促進と生産基盤施設の効率的、継続的な使用が可能となる。

このことから、地区ごとの森林所有者に対して、森林施業の共同化のための合意形成が図られるよう啓発するとともに、不在村森林所有者に対しても林業経営事業体への施業委託を積極的に働きかける。

また、行政や林業経営事業体が連携をとり、森林施業の共同化の促進を図るため、施業実施協定の締結を積極的に推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、次の事項を旨として実施するものとする。

- (1) 森林施業を共同で実施する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲と能力のある林業経営体への共同委託により実施すること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- (3) 共同作成者の一部が施業等の共同化を遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることのないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網の開設については、本書Iの2に定める「森林整備の基本方針」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮したものとする。

開設に当たっては森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進めるものとする。

路網開設の際は、下表「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として林道（林業専用道も含む。以下同じ。）及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえたうえで、地域の将来を見据えた整備を推進する。

なお、ここで言う路網とは、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」を指す。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	110以上	30以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85以上	23以上
	架線系作業システム	25以上	23以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60(50)以上	16以上
	架線系作業システム	20(15)以上	16以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

注1 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用すること。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3 「車両系作業システムとは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

4 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、地形、地質、森林の有する機能等踏まえ定めるものとする。

また、滝沢市特定間伐促進計画の中で特定間伐等の実施が計画されている森林について、重点的に森林施業を推進する。

路網整備等推進区域 (林小班)	区域面積 (ha)	開設予定 路線	開設予 定延長 (m)	路網密度 (m/ha)	対図番号	備考
該当なし						

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）、岩手県林業専用道作設指針（平成23年11月21日森保第872号）に則り、適切な規格・構造の路網の整備を進める。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字、林 班等)	路線名	延長(m) 及び箇 所数	利用区 域面積 (ha)	うち 後半5年分	対図 番号	備考
該当なし									

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成23年4月8日森整第27号）に則り、継続的な使用に供する森林作業道の開設を推進する。

森林作業道開設にかかる留意点については、次のとおり。

森林作業道は、目標とする森林づくりのための基盤であり、森林施業の目的に従って継続的に利用していくものであるから、対象区域で行っていく森林施業を見据え、適切な路網計画の下、安全な箇所に効果的に作設していかなければならない。

路線は、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組合せに適合し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造を資料等により確認するとともに、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

このほか、次の点に留意し、路線計画を立案する。

- ・路線選定に当たっては、地形・地質の安定している箇所を通過するように選定する。また、線形は地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。
- ・林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法、介在する人家、施設、水源地などの迂回方法を適切に決定する。
- ・やむを得ず破碎帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画する。
- ・潰れ地の規模に影響する幅員やヘアピンカーブの設置を検討する場合は、森林施業の効率化の観点だけでなく小規模森林所有者への影響に配慮する。
- ・造材、積み込みなどの作業や、待避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。
- ・作設費用と得られる効果のバランスに留意する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成23年4月8日森整第27号）に基づき、継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業経営の安定化を図るため、林家や林業経営を行っている企業等の主体的取組みを助長し、経営規模、経営構造に対応した効率的な林業経営を促進するとともに、経営意識の高揚と活発な林業生産活動の展開を促進する。

(1) 林業就業者の確保・育成

林業就業者の確保・育成のため、雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保など雇用管理の改善及び事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化を促進するとともに、林業労働力確保支援センターとの連携により、森林施業の実践に必要な知識や技能及び資格の取得に係る段階的かつ体系的研修を進め、林業就業者のキャリア形成支援を図る。

また、岩手県林業労働対策基金の制度を活用するなどにより、新規参入者の確保、定着化を図るとともに、UIJターン者をはじめ林業就業に意欲を有する者を対象とした基礎的な知識や技能を習得するための講習を実施し、林業への新規就業の円滑化に努める。

(2) 意欲と能力のある林業経営体等の育成強化

意欲と能力のある林業経営体等に対し、経営基盤の強化を支援するとともに、林業労働力確保支援センターによる経営指導や研修を通じて育成強化に努める。

(3) 林家等の林業経営の活性化

林業経営の安定化を図るため、林家や林業経営を行っている企業等の主体的取組みを助長し、経営規模、経営構造に対応した効率的な林業経営を促進するとともに、経営意識の高揚と活発な林業生産活動の展開を促進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

当市の森林の所有規模は、5ha未満の小規模な所有者が多数を占めており、現在使用している機械は、大型機械を導入した場合、それに見合うだけの安定的な事業量の確保が難しい等の理由から、小型機械が主流であり、機械化は立ち遅れている状況にある。使用している機種としては、保育、地拵え等はチェーンソーや刈払機を、下刈り、除間伐も刈払機を使用している。また、伐倒造材はチェーンソーにより作業が行われ、小型トラクター及び林内作業車により搬出されている。

特に、搬出作業については、広大な森林面積を有しているにもかかわらず、作業規模が小さく分散していることと、作業路網が未整備であることから、一部小型トラクター及び林内作業車を使用しているものの、人力に依存する割合が依然として高い。

しかし、当地域の林業を取り巻く環境や諸条件を改善し、木材の安定的な供給を図り、地域林業の振興を促進するためには、木材需要の動向を的確に把握し、森林施業にかかる作業体系を確立して労働力の軽減等を図り、経費の節減、生産性が向上する対策を強力に推進する必要がある。

そのためには、北上川上流流域森林・林業活性化センターの方針に基づき新たな林業機械化システムの普及や、林業経営体との連携を図り、地域産業として自立した林業を

確立するため、地形や作業条件等に適した高性能林業機械の導入を促進する。

具体的には、傾斜等自然条件や路網状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じた路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの整備、普及及び定着を促進するとともに、現地の作業条件に応じた効率的作業システムを展開できる技術者の養成を計画的に推進する。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状 (参考)	将来
伐倒 造材 集材	北上川上流域 (緩傾斜地)	チェーンソー[伐倒造材] グラップル[集材] 小型運搬車[搬出]	ハーベスタ[伐倒造材] プロセッサ[造材] フォワーダ[搬出]
	北上川上流域 (急傾斜地)	チェーンソー[伐倒造材] 人力	チェーンソー[伐倒] プロセッサ[造材] タワーヤーダ[搬出]
造林 保育等	地拵、下刈	チェーンソー 刈払機	グラップル チェーンソー 刈払機
	除伐、枝打	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 自動枝打機 刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

素材の安定供給と多様化される木材の需要に対応するため、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を、県、市、林業経営事業体等の関係機関が連携を取りながら、計画的かつ総合的に図るものとする。特に、間伐材については、机、スノコ、丸太小屋等による有効利用により、新たな需要に取り組む。

なお、特用林産（しいたけ等）の生産については既存施設の効率的有効利用により、生産の拡大を図りながら、盛岡地方しいたけ生産振興協議会のもと、生産者の育成と各種補助制度の導入による生産施設の整備を進め、経営基盤及び流通体制等の整備を図る。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状 (参考)			計画			備考
	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号	
しいたけ 生産施設	一本木	1,389㎡					

Ⅲ 森林の保護等に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし。

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし。

2 その他必要な事項

該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やカシノナガキクイムシによるナラ枯れ等の森林病虫害被害の拡大を防止するため、総合的かつ計画的に被害対策を推進する。

被害対策の推進に当たっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

ア 松くい虫被害対策の方針

被害状況に応じた地域区分毎の対策の方針は次のとおりとする。

地域区分	被害状況	対策の方針
未被害地域	被害がない地域	適期・適切に除・間伐を実施し、被害の侵入を未然に防止する
先端地域	被害発生地域の北端に位置し、被害が微弱な地域	繰返し完全駆除を行い、被害の再発を完全に阻止する
隣接地域	先端地域と高被害地域の間中に位置し、発生区域が限られ被害量が増加しつつある地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに、樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぐ
高被害地域	被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る

a 松林機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施に当たっては、松林機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。松林機能区分毎の防除方法は次のとおりとする。

る。

機能区分	松 林 機 能	防除方法
高度公益機能森林	保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を確保することが困難な松林であって、各般の防除措置を徹底し、将来にわたって松林として保全すべき松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
被害拡大防止森林	松くい虫の被害対策を緊急に行わないとすれば、当該松林の被害が高度公益機能森林又は未被害地域の松林に著しく拡大すると認められる松林であって、樹種転換を推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）
地区保全森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、高度公益機能森林への拡大を防止する措置を実施することが適当な松林であって、高度公益機能森林の周辺の松林で、一定のまとまりをもって保全を図ることが必要かつ可能な松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
地区被害拡大防止森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、地区保全森林以外の松林であって、地区保全森林の周辺で樹種転換を計画的に推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）

b 松林の健全化

被害が微少な松林において、被害木の駆除とあわせ被圧木、雪害木等の不用木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理（衛生伐等森林整備）を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図るものとする。

伐採に当たっては、県が定めた「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うものとする。

c 樹種転換の実施

被害が著しく成林の見込みがない松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種へ転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図るものとする。

d 松くい虫被害木の有効利用

松くい虫被害木は、現場状況に応じ、積極的に破碎（チップ化）処理による駆除を行い、製紙、木質バイオマス燃料用としての利用を促進するものとする。

チップ以外に利用が可能な被害木については、用途に応じた長さに伐採するなど、計画的かつ適切な管理のもとで利用を促進するものとする。

e 松くい虫枯死経過木

枯死後1年以上駆除されずに放置された被害木について、いわて環境の森整備事業等を活用し、伐採及び整理を行い、人身被害及び家屋、施設等の損壊の未然防止並びに景観の保全を図るものとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

被害未発生地域への被害の拡大を阻止するため、監視強化による被害木の早期発見と適切な方法により駆除を実施し、被害の拡大、定着を阻止するものとする。

(2) その他

該当なし。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、野生鳥獣との共存にも配慮するものとする。

適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、巡視・啓発活動を推進するとともに、背負い式消防水のうち軽可搬ポンプ等の初期消火機材の整備に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のため火入れを実施する場合の留意事項

病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議のうえ、森林法第21条の規定に基づく市長による許可を受けたうえで行うものとする。

5 その他必要な事項

該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

I～IVのほか、必要に応じて、森林の整備のために必要な事項について記載する。

1 森林経営計画の作成のために必要な事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について十分に留意し、適切に計画すべき旨と定めるものとする。なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が広告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (h a)
滝沢北部	27～51、84～85	1,678
滝沢南部	52～57、61～82	2,026
滝沢西部	1～26、58～60、83	1,847

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域の間伐材で製品加工された床・壁材を利用して公共施設の木質化を推進することで、施設の利用者から地域材の情報発信が図られる。

間伐により発生する低質材の需要の拡大を目的とし、木質チップや木質ペレットの利用設備の導入を公共施設において推進する。低質材の流通をもって林業事業者の新たな所得に繋げて経営意欲の引き戻しを図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に

配慮した保育、間伐等を実施する。

森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業の推進を図る。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間の創出を推進する。

施設の種類	現状（参考）		将来		対図 番号
	位置	規模	位置	規模	
鞍掛山 及び 相の沢キャンプ場	鶉飼安達	キャンプ場17,671㎡ 水洗トイレ 1ヶ所 汲取りトイレ1ヶ所 炊事場 2ヶ所 観光道路（キャンプ場入口～鞍掛山登山道）			▽ 1

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

各自治会や学校へ苗木の配布を行うとともに、緑化推進委員会の行う緑の募金活動を市民に呼びかける等して、市内の緑化を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

森林の有する多様な機能を十分に発揮させるために、北上川上流流域森林・林業活性化センターにおいて流域内における森林の整備を進め、森林の総合的利活用の促進を図るとともに木材の生産から加工までの一体的連携による産地化、銘柄化を図るため、地域林業活性化の基本的方向を検討し、計画的に推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

該当なし

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

該当なし

7 その他必要な事項

本市の約40%を占める森林は、林産物の生産、市土の保全、水資源のかん養、環境保全等多面的な機能を有しており、これらの機能の発揮を通じて、地域住民の生活と深く結びついている。このため、山火事防止等の災害から森林を守るため、広報、防災無線、横断幕等の利用及び山火事パレード等を行い、地域住民に対する災害の意識高揚を図る。病虫害については、所有者に対して適期防除等の周知を行い、健全な森林づくりを推進する。

また、本市には市の森林面積の約25%を占める国有林があり、そのうち影添国有林、一本木山国有林及び滝沢国有林においては、昭和20年代後半から分収造林契約を締結し、森林の有する機能発揮を促進するため、毎年度計画的に間伐及び保育等の森林整備を進めており、今後も国との協調を深め、健全な森林を育成し、公益的機能の高度発揮ができるよ

う森林資源の質的充実を図る。

なお、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施するものとする。